

## 定期積金

(2020年2月3日現在)

1 商品名 (愛称)	・定期積金 (スーパー積金)
2 ご利用いただける方	・法人および個人のお客さま
3 期間	・6か月以上5年以下
4 受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	・契約期間内で掛金を分割払込 ・1回当たり1,000円以上 ・1,000円単位
5 払戻方法	・満期日以後に給付契約額を一括して支払います。
6 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算 ・給付補填金の20% (国税15%、地方税5%) が分離課税されます。ただし、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受取りとなる給付補填金には、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。 ・金利は店頭および当行ホームページに掲載しています。
7 手数料	—
8 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による払込ができます。
9 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10 当行が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、03-5252-3772
10 その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利回り (年365日の日割計算) の割合による遅延損害金をいただきます。

	<ul style="list-style-type: none"><li>・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。</li><li>・この定期積金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。</li></ul>
--	---